

# 第774回むつ市教育委員会会議

## 規則の一部改正議案 新旧対照表

目

次

議案第 2 号	むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について	…… 1
---------	---------------------------------------	------

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(勤務時間及び休憩時間等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 育児又は介護を行うために、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び青森県人事委員会規則13-8(職員の勤務時間、休日及び休暇。以下「青森県人事委員会規則」という。)の規定による早出遅出勤務をする職員の<u>勤務時間及び休憩時間等</u>は、校長が別に定めるものとする。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の<u>勤務時間及び休憩時間等</u>は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、当該短時間勤務の内容)に従い、校長が別に定めるものとする。</p>	<p>(勤務時間及び休憩時間)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 育児又は介護を行うために、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び青森県人事委員会規則13-8(職員の勤務時間、休日及び休暇。以下「青森県人事委員会規則」という。)の規定による早出遅出勤務をする職員の<u>勤務時間及び休憩時間</u>は、校長が別に定めるものとする。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の<u>勤務時間及び休憩時間</u>は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、当該短時間勤務の内容)に従い、校長が別に定めるものとする。</p>